

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

| | | | |
|--------------|---|------------------|----------|
| No | 36 | 府省庁名 国土交通省 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）の基本指針に基づき、かつ、都道府県が設定する津波浸水想定（以下「浸水想定」という。）を踏まえて市町村が作成した津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）において位置づけられた、民間企業が臨港地区内^{※1}で取得・改良を行った津波防災対策^{※2}に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）</p> <p>※1：港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区をいう。 ※2：推進計画に基づき、津波対策の用に供することを目的として防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設を新たに取得する、又は嵩上げ等の改良を行うことを指す。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>取得後4年間、取得価格に次の割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とする特例を4年間延長する。</p> <p>①大臣配分又は知事配分資産 1/2 ②その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>〔関係条文〕</p> <p>地方税法附則第15条第29項 地方税法施行令附則第11条第31項 地方税法施行規則附則第6条第52項 津波防災地域づくりに関する法律第10条第3項第3号イ、ニ、ト</p> | | |
| 減収見込額 | 〔初年度〕 — (▲0.2) | 〔平年度〕 — (▲7.9) | (単位：百万円) |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>法の基本指針に基づき、かつ、浸水想定を踏まえて市町村が作成する推進計画の中で、特に、臨海部に立地する民間企業のハード面の津波防災対策を支援することで、官民が連携した一体的な津波対策を促進し、真に津波災害に強い国土・地域づくりの実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>臨海部に存する港湾においては、行政が所有・管理する港湾施設のみならず、民間企業が所有・管理する港湾施設が存在する。南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想されている中で、臨海部において地域の総合的な津波防災対策を推進するためには、行政による取組みだけでなく、当該地域に立地する民間企業を巻き込んだ、総合的な対策を講じることが必要不可欠である。この点、法においても、国及び地方公共団体の責務として、津波防災地域づくりに関する施策について「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない」とされている。</p> | | |
| | | ページ | 36—1 |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>臨海部に立地する民間企業が実施する津波防災対策は、単に当該企業の防災機能の向上のみならず、一義的には行政が責任を負うべき地域の防災対策を補完し、地域全体の防災力の向上にも寄与するなど、高い公益性を有するものである。</p> <p>他方、民間企業が実施する津波防災対策は非収益投資であるのみならず、資産額も大きいことから償却費の負担も高額となり、投資の優先順位が上がりにくい。さらに、これらを適切に維持・管理していくためには多額のランニングコストが発生することから、整備が進みにくい。</p> <p>このため、民間企業の津波防災対策を促進し、官民が一体となった真に津波災害に強い国土・地域づくりの実現に向けて、本税制特例措置が必要である。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> |
| <p>ページ</p> | <p>36—2</p> |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | ○社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） 第1章第2節. 2.（2）③I 安全安心インフラによる災害等のリスクの低減 津波・高潮対策の推進 ○国土交通省政策評価基本計画（平成29年3月27日） 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する |
| | 政策の達成目標 | 浸水が想定される民間企業の防潮堤、護岸、胸壁などの水際線において津波防災対策などを実施することで、津波災害の防災・減災をはかる。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 4年間（令和2年度～令和5年度） |
| | 同上の期間中の達成目標 | 浸水が想定される臨港地区を有する港湾所在市町村の推進計画策定を推進し、民間企業の津波防災対策と一体的かつ総合的な津波防災地域づくりを推進する。 |
| | 政策目標の達成状況 | 適用実績：0件（平成24年度～平成30年度） |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 平成31年4月時点で浸水想定設定済み都道府県は36道府県であり、推進計画を策定している市町村は12市町村である。推進計画を策定している宮崎県日向市において令和2年度に本特例措置の適用が1件見込まれている。 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 津波防災対策に係る投資は企業にとっては非収益投資であり、またランニングコストも高額となることから整備が進みにくいところ、本税制特例により、企業の負担が軽減され、民間企業の津波防災対策が促進されることから、政策目標の達成に向けた効果は高い。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 真に津波災害に強い国土・地域づくりには、民間企業の津波防災対策と一体となった総合的な対策が必要であり、法においても、「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない」とされている。 しかし、護岸等は資産額も大きいことから償却費の負担も高額となり、投資が進みにくい。また、津波防災対策を実施した護岸等を適切に維持・管理していくためには多額のランニングコストが発生することから、整備が進みにくい。 |
| | ページ | 36—3 |

| | |
|--|--|
| | <p>こうしたことから、本特例措置により同施設に対する固定資産税を軽減することは、補助金等による一度のみの補助と比べても妥当であり、本特例措置により臨海部に立地している民間企業の防災対策を行政が後押しすることは、単に企業の防災機能の向上のみならず、一義的には行政が責任を負うべき地域の防災対策を補完し、効率的な津波災害に強い国土・地域づくりの実現に資する。</p> <p>なお、護岸の嵩上げや改良は、計画立案から設計、施工まで時間を要するものであるところ、現在は推進計画の策定も進みつつあり、本特例措置の適用に向けた検討も順次行われていることから、引き続き本特例措置により津波防災地域づくりを推進していく必要がある。</p> |
| 税負担軽減措置等の適用実績 | 0件（平成24年度～平成30年度） |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | <p>○適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>○適用総額（千円） 0（平成27年度～平成29年度）</p> |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | 本特例措置の適用実績は0件であるが、護岸の嵩上げ等の改良などの津波防災対策は計画の立案から設計・施工まで時間を要するものである。本特例措置により官民一体となった津波防災地域づくりが可能となることから、現在全国の市町村で適用に向けた検討が進んでいる。 |
| 前回要望時の達成目標 | 浸水が想定される臨港地区を有する港湾所在市町村の推進計画策定を推進し、民間企業の津波防災対策と一体的かつ総合的な津波防災地域づくりを推進する。 |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 当該特例措置は、①都道府県による浸水想定の設定、②浸水想定に基づく推進計画の作成を経て、初めて適用を受けることが可能となる。法の施行後、各都道府県の浸水想定の設定は順次進んだものの、これに基づく各市町村の推進計画の作成に時間が掛かったために、本特例措置の適用まで至らなかったと分析される。現在は、推進計画の策定も順次進みつつあり、本特例措置の適用に向けた検討も順次行われている。 |
| これまでの要望経緯 | <p>○平成24年度創設</p> <p>○平成28年度延長</p> |